

令和3年11月30日

保護者の皆様

こども教育保育課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策における市内就学前教育保育施設の対応について

【第67報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

みだしのことについて、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(以下「県基本方針」という。)【別添1】が11月25日に策定されたことや現在の感染状況、本市こども園新型コロナウイルス感染症ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)等を勘案の上、市内就学前教育保育施設の対応について、**12月1日(水)以降**、下記のとおり取り扱うことといたしました。

なお、感染状況は現在小康状態ではありますが、気を許すこと無く、引き続き、感染防止対策を講じて下さいますようお願いいたします。

※本決定事項は、11月30日現在であり、今後、感染拡大の兆候が見られた場合は変更があり得ることを申し添えます。

記

- 1 以下のとおり基本的な感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底した上で、通常保育といたします。
- 2 県基本方針のとおり感染症対策を行って下さい。
- 3 3密を避ける、手洗いの徹底等、感染症対策徹底を引き続きお願いいたします。
- 4 引き続き健康観察シート(健康観察シート様式1)【別添2】のご記入をお願いします。また、家庭において健康観察を徹底し、園児が体調不良時は登園を控えてください。
- 5 園児が感染した場合や濃厚接触者となった場合は、これまで通り園への報告をお願いいたします。この場合、保健所の指示に従い園を休んでください。また、園児及び職員の感染が判明した場合においては、こども教育保育課と保健所で調整の上、従前の対応とし、こども教育保育課や保健所との調整によって、休園や登園を控えた場合の保育料等については減免等の対象となります。
- 6 同居家族に濃厚接触者、もしくは、PCR検査対象者がいる場合、結果が出るまでは可能な限り登園を控えていただき、体調管理をしてください。
- 7 県外との往来について、感染が拡大している地域(新規陽性者人口10万人あたり25人以上)への往来は慎重に検討してください。往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従う等、県の対処方針に基づき対応をお願いいたします。
- 8 園行事を実施する際には、地域の感染状況を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮した上で実施して参ります。ご理解の程よろしくをお願いいたします。

那覇市こども教育保育課・指導 G
電話：861-2113